

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年10月24日（金）第663号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 1
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録事項の変更 (経営技術課取扱い) 2
- 車両制限令に基づく道路の指定 (道路維持課取扱い) 2
- 令和7年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 3

公

告

- 落札者等の公告 (総務事務センター取扱い) 3
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（※） (特別支援教育課取扱い) 4

告

示

鹿児島県告示第624号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

大島郡与論町大字立長字高供利1610番4から1610番6まで、1613番4、1613番7から1613番10まで

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び与論町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第625号

熊毛郡南種子町荃永3376番地 山下隆浩及び熊毛郡南種子町荃永4651番地 田中清明からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項におい

て準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南種子町茎永区域（熊毛郡南種子町茎永の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業以外の漁業

鹿児島県告示第626号

熊毛郡南種子町平山877番地 1 長田昭二郎及び熊毛郡南種子町平山867番地 浦辺美智生からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南種子町平山及び中之上区域（熊毛郡南種子町平山及び中之上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又は主として建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第627号

出水市汐見町1014番地 木村美蔵及び出水市汐見町1018番地 島中良夫からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第2項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 出水市加入区
- 2 区域 北さつま漁業協同組合の地区

鹿児島県告示第628号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第4項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1368号	副産動植物質肥料	糖蜜肥料	新光糖業株式会社	大阪市城東区今福西六丁目8番19号	肥料の名称	廃糖蜜	糖蜜肥料	令和 7 年10月10日

鹿児島県告示第629号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定する。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	路 線 名	区 間
県道	志 布 志 福 山 線 (都城志布志道 路)	志布志市志布志町安楽字北又487番 1 地先から同市志布志町安 楽字長迫2541番 1 地先まで

- 2 指定する期日
令和 7 年10月25日

鹿児島県告示第630号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定により、
令和 7 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 募集種目
自衛官候補生
- 募集期間
令和 7 年10月27日から同年11月20日まで
- 試験期日
 - 筆記試験（W E B 試験）
令和 7 年11月25日から同月29日まで
 - 口述試験及び身体検査
令和 7 年11月29日
- 応募資格
 - 採用予定月の 1 日現在、18歳以上33歳未満の者
 - 32歳の者は、採用予定月（令和 7 年10月若しくは令和 8 年 3 月）の末日現在において、
33歳に達していない者
- 試験場

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床539番地 2
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番 3 号及び奄美市名瀬 大字大熊字中畑266番49
(予備：陸上自衛隊国分駐屯地)	霧島市国分福島二丁目 4 番14号

- 6 その他
詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099－253－8920）に問い合
わせること。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（旅費制度改正に伴う庶務事務システム改修業務）
一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 7 月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州
福岡市博多区博多駅前一丁目17番21号
- 5 随意契約に係る契約金額
142,736,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号該当
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（ 1 工区）

南九州市川辺町田部田字東小城3483番 1 の一部，3484番 1 の一部，3486番，3488番 1 の一部，3491番の一部，3527番の一部，3486番地先里道の一部，3491番地先里道の一部及び3527番地先里道の一部並びに字下町3600番及び3600番地先水路の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

南九州市川辺町田部田3525番地

医療法人蒼風会こだま病院

理事長 児玉圭

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月24日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第12号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式中

	生徒幼児等の続柄	
--	----------	--

「
を
に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。